

自然を愛するみんなの交流紙

「自然の権利」

基金



vol.82 2019年2月25日

事件報告 奄美嘉徳海岸ウミガメ事件

事件報告 第3次命の森やんばる訴訟

会計報告

期日情報

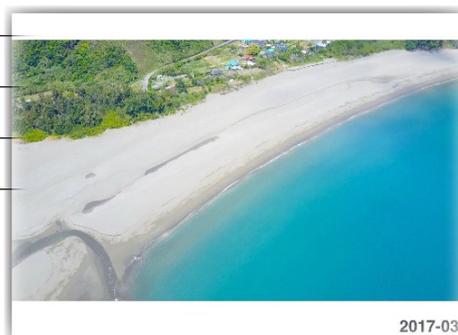
いのちはじゅんぐり

利根川源流からエネルギー革命を！

マミー's' 日記

事務局より

≡ 「自然の権利」基金の支援する訴訟が新たに加わりました ≡



護岸建設工事の予定地、奄美の嘉徳海岸

事件報告 奄美嘉徳海岸ウミガメ事件

2019年2月1日、奄美と沖縄について2020年の世界自然遺産登録に向けた再推薦の手续がなされました。国は、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」という範囲で世界自然遺産登録を目指しています。

世界自然遺産登録に向けた動きもあり、ここ数年で、奄美が取り上げられることが増えました。奄美が注目されることは、それ自体素晴らしいことですし、注目されるだけの魅力があるからだと思えます。

しかしながら、一方で、世界自然遺産登録のための準備として聞かれることは、観光客の増加に伴う観光施設の整備、外国人観光客の受入れのための準備といったことが多く、どのようにして今ある自然をそのままの形で残していくかという議論はあまり聞かれません。多くの人が注目しているのは世界自然遺産登録の観光産業に繋がるという側面、自然を守ることにそれ自体ではないのではないかと感じています。本来、世界自然遺産登

録は、今ある自然を価値あるものとして守り遺すためにあるのですから、例えば、今残されている景観や自然の砂浜やサンゴなどをどのようにして守るのか議論をして必要な施策を講じる必要があるのではないのでしょうか。

奄美大島の南部に嘉徳という場所があります。17世帯の住民が住む海辺の小さな集落なのですが、嘉徳海岸という手付かずの自然が残された広大な砂浜があります。嘉徳海岸には絶滅危惧種とされる多くの希少生物が生息しており、ウミガメの産卵の場所にもなっています。2002年にはオサガメという巨大なカメが産卵のために上陸した記録も残されています。日本でオサガメが産卵をした記録が残されているのは唯一、嘉徳海岸のみです。

今、この場所に、コンクリートの護岸を作る工事が計画されています。計画されている場所はまさにウミガメの産卵が頻繁にみられる場所で、オサガメの産卵もこの場所で記録されています。

2019年1月31日、私たち弁護団は、鹿児島県庁に住民監査請求の申請をいたしました。これは、護岸工事のための公金の支出を差し止めるための申請です。

県と町が護岸工事を進めようとしている理由は、数年前の台風で砂浜が浸食され集落のお墓のすぐ近くまで海水が来たため、砂浜の浸食を食い止めるために護岸が必要であるとしています。しかし、その後の経過を観察すると、浸食を食い止めるために設置したサンドバッグが砂でほとんど埋もれるくらい砂は戻ってきています。そもそも海岸の砂というのは、海流によって移動しており一時的に増えたり減ったりすることを繰り返すものです。奄美では、昨年台風24号で屋根が飛ばされる家も多く見られ大きな被害が発生しましたが、嘉徳の海岸は台風24号によっても浸食されませんでした。つまり、たしかに数年前の台風では砂浜が浸食されたのは事実ですが、その後の経過を観察すれば砂は戻っており、少なくとも、今すぐにコンクリートの護岸を作る必要性があるとは思えません。

コンクリートの護岸は、一旦作れば、元の砂浜に戻すことは絶対にできない恒久的かつ不可逆的なものです。今ある問題に対して護岸を作るという答えをだすのは簡単ですが、失われた自然は二度と戻ってきません。

私たちも、浸食対策を検討することや推移を観察することを否定しているわけではありません。浸食対策は砂の回復の推移を慎重に観察した

上で、アダンの木の植栽などを含めた生態系を生かした防災対策、Eco-DRR (Ecosystem-based Disaster Risk Reduction) で行うべきです。Eco-DRRは環境省も推奨している自然の生態系を生かした防災対策です。

現在、世界自然遺産登録に向けて準備が進められていますが、一方で、世界自然遺産登録の範囲から漏れた地域では自然が壊されていくところを見えています。世界自然遺産登録になり奄美が有名になり観光客が来ればいいというものではないはずで

将来を選択するのは、今の時代を生きている一人一人ですから、その一人一人が次世代への責任を負っているはずで。私たち弁護団は、今回の住民監査請求、そして今後の申請を通じて、奄美が未来に何を残そうとしているのかを問いたいと思っています。

(文・写真) 奄美嘉徳海岸ウミガメ事件弁護団
弁護士 和田知彦



嘉徳海岸に上陸したオサガメ June 28, 2002

「自然の権利」応援団よりカンパをいただきました

ご購入下さったみなさま、また「自然の権利」応援団の下記の方々へ、心から感謝申し上げます。

- ・シュトーレン【ベッカライ ヨナタン様】売上の10% (25,245円)
- ・自然栽培米ササニシキ【環境と健康を考えるJ&M 阿部 淳様】売上の10% (12,407円)
- ・グレープフルーツ【みかん山 吉田浩司様】売上の10% (6,250円)
- ・ナキウサギカレンダー【ナキウサギふあんくらぶ様】売上の40% (16,320円)

事務局より

寒さの中にもようやく春の気配が感じられる季節となりました。今号は、今年になってはじめての通信です。いつも「自然の権利」基金をご支援くださりありがとうございます、心より感謝申し上げます。また年末に配布させていただいたチラシなどから新たに会員になって下さった皆様、どうぞよろしくお祈りします。

～おしらせ～

- ・今号には会費をお願いするため、今年度の会費がまだの方には払込用紙を同封しております。今年もご継続くださいますようお願い申し上げます。(年会費は毎年1月～12月の1年間です)
- ・ゆうちょ銀行の口座名が「自然の権利基金」→「一般社団法人自然の権利基金」に変わりました。以前の振込用紙も、そのままお使いいただけます。カナは「 シヤ) シゼンノケンリキキン 」です。

事件報告 第3次命の森やんばる訴訟

1 やんばるの現状

沖縄県北部のやんばるは、イタジイを中心とした亜熱帯照葉樹林帯が広がる森林地帯で、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ、ヤンバルテナガコガネなどの固有種、希少種が多く生息しています。その生態系と生物多様性が高く評価され、2017年、環境省はやんばる地域を含む奄美・琉球を世界自然遺産登録に推薦しました。ところが、世界遺産登録を審査するユネスコの諮問機関であるIUCNが、登録延期を勧告したため、環境省は一旦推薦を取り下げることになり、現在は2020年の登録を目指しています。

この登録延期の勧告では、「資産の分断等において、生態学的な持続可能性に重大な懸念がある」こと、また生物多様性の面で重要な価値を有する北部訓練場の返還地が含まれていないことなどが指摘されました。

この「資産の分断」という点は、今のやんばるを考える上で非常に重要です。もともと環境省が推薦した世界遺産登録の案は、2016年に指定されたやんばる国立公園がもととなっていますが、このやんばる国立公園は、やんばる全体を網羅するものではなく、開発が厳しく規制される特別保護地区はやんばる全体の3%以下となっていました。生態学的に見れば狭いやんばるの更になぜかな一部を保護したところで、やんばる全体の生態系を保護できるのか疑問があり、私たちはこの点を批判してきましたが、それがIUCNの勧告でより一層明確になってしまいました。

2 やんばるの開発と裁判

自然保護という観点からは実効性のないやんばる国立公園、そして世界遺産の案になってしまった背景には、これらが、やんばるで行われている開発への配慮のもとで計画されたことがあります。やんばるでは、沖縄の本土復帰（1972年）以降、ダム開発、土地改良事業などの大型公共事業が行われてきました。現在問題になっているのは林道開発、伐採、森林施業など林業の名目で行われる開発です。とりわけ森林伐採は、皆伐という草木を全て伐採して山を丸裸にする方式で、毎年10ヘクタールの規模で動植物の生息地が破壊されています。伐採による赤土の流出は、サンゴを初めとした海の生態系にも悪影響を与えます。

林業とはいうものの、伐採した樹木の多くはチップ等として売却され、採算が取れません。しかし、伐採後、植林やその後の森林施業の過程で国庫から多額の補助金が出るため、その補助金目当てに伐採が行われるという悪循環が続いてきました。

このような開発を止めようと、2007年に沖縄県民が原告となって沖縄県に対し林道開設事業の公金支出差止めを求めた「第2次命の森やんばる訴訟」が提起されました。林道工事のみならず伐採、森林施業などの問題点が争点になり、沖縄県議会でも大きく取り上げられたこともあって林道建設工事は全て休止（事実上の中止）となりました。



第2次命の森やんばる訴訟やそれに先立つ第1次訴訟、それと連動して繰り広げられた粘り強い運動により、森林伐採の規模も大幅に縮小されてきました。

しかし、2016年、沖縄振興の名目で国が負担する一括交付金という制度を使って、生物多様性豊かなやんばる本来の森林が大規模に伐採されてしまいました。日本一大きなどんぐりの実をつけるオキナワウラジロガシの大木や、ノグチゲラの営巣が可能なイタジイの大木も伐採されました。

これに対して、2017年、沖縄県民の有志が、補助金の一部を負担した沖縄県を相手として、「第3次命の森やんばる訴訟」（違法公金支出金返還等請求事件）を提起しました。

裁判を行う中で、豊かなやんばるの森を、「耕作放棄地」と認定して伐採を進めたことも分かってきました。

3 今後の展望

この第3次命の森やんばる訴訟では、第2次訴訟に引き続き、自然の権利基金からご支援をいただいています。

沖縄県や国頭村などの地元自治体は世界自然遺産登録を推進しており、そのこと自体は沖縄県民も歓迎していますが、その裏でこのような開発が推進されていることは沖縄県民にもよく知られていません。

この裁判は、そのような現状に対する一つの問題提起です。この裁判や、またその他の様々な活動を通して、多くの方にやんばるのすばらしさと現状を知っていただくこと、そして自然を活かしたまちづくりに政策転換することを目指して取り組みたいと思います。

私たちの自然保護団体「やんばるDONぐりーず」では、ホームページとFacebookで最新の活動を発信しています。ぜひご覧ください。

<https://yanbarudonguri.localinfo.jp/>

<https://www.facebook.com/yanbarudonguri/>

以上

(文・写真) 第3次命の森やんばる訴訟弁護団
弁護士 喜多 自然

事件報告 会計報告

2019年2月8日、理事の菅野庄一先生の事務所にて理事会を開催し、予算決算の決議や活動報告を行いました。残念ながら会員の減少に歯止めがかからず、事業費・管理費ともに緊縮財政としています。何卒ご理解をお願いいたします。

2018(平成30)年度収支決算

平成30年1月1日から平成30年12月31日まで

科目	2018予算額①	2018決算額②	差異②-①
(収入の部)			
1 会費・入会金収入	2,547,000	2,336,000	-211,000
2 会費前払金	0	39,000	39,000
3 寄付金収入	1,775,550	2,511,289	735,739
4 ジュゴン緊急カンパ・上関	500,000	23,000	-477,000
5 広告収入	0	0	0
6 事業収入	71,490	82,325	10,835
7 雑収入	29	28	-1
8 前期繰越金	1,588,566	1,588,566	0
収入合計	6,482,635	6,580,208	97,573

科目	2018予算額①	2018決算額②	差異②-①
(支出の部)			
1 事業費	2,340,616	2,281,857	-58,759
訴訟援助金	1,000,000	1,000,000	0
ジュゴン援助金	1,024,916	934,693	-90,223
上関援助金	65,700	65,700	0
通信発行費	250,000	281,464	31,464
2 管理費	3,173,300	3,052,355	-120,945
事務委託費	2,520,000	2,520,000	0
印刷費	200,000	126,778	-73,222
通信運搬費	110,000	76,982	-33,018
借室料	180,000	180,000	0
旅費交通費	0	0	0
消耗品費	45,000	16,401	-28,599
手数料	36,520	33,697	-2,823
広告宣伝費	6,000	5,517	-483
カレンダー仕入代	24,480	24,480	0
法人税	51,300	68,500	17,200
法人化手数料	0	0	0
3 予備費	0	0	0
4 繰越金	968,719	1,245,996	277,277
当期繰越金	968,719	1,245,996	277,277
ジュゴン上関未執行寄付金	0	0	0
会費前払金	0	0	0
当期支出合計(C)	6,482,635	6,580,208	97,573

貸借対照表

平成30年12月31日現在 (単位:円)

科目	金額	科目	金額
I 資産の部		II 負債の部	
現金	67,369	負債合計	0
普通預金	2,615,833	III 正味財産の部	
振替貯金	1,062,794	確保正味財産	2,500,000
		消費予定正味財産	1,245,996
資産合計	3,745,996	負債及び正味財産合計	3,745,996

2019(平成31)年度予算

平成31年1月1日から平成31年12月31日まで

科目	2018決算①	2019予算②	増減①-②
(収入の部)			
1 会費・入会金収入	2,336,000	2,433,000	-97,000
2 会費前払金	39,000	39,000	0
3 寄付金収入	2,511,289	1,701,450	809,839
4 特別緊急カンパ	23,000	0	23,000
5 広告収入	0	0	0
6 事業収入	82,325	82,325	0
7 雑収入	29	29	0
8 前期繰越金	1,588,566	1,245,996	342,570
収入合計(B)	6,580,209	5,462,800	1,117,409

科目	2018決算①	2019予算②	増減①-②
(支出の部)			
1 事業費	2,281,857	1,250,000	1,031,857
訴訟援助金	1,000,000	1,000,000	0
ジュゴン援助金	934,693	0	934,693
上関援助金	65,700	0	65,700
通信発行費	281,464	250,000	31,464
2 管理費	3,052,355	3,129,677	-77,322
事務委託費	2,520,000	2,520,000	0
印刷費	126,778	200,000	-73,222
通信運搬費	76,982	80,000	-3,018
借室料	180,000	180,000	0
旅費交通費	0	0	0
消耗品費	16,401	17,000	-599
手数料	33,697	33,697	0
広告宣伝費	5,517	6,000	-483
カレンダー仕入代	24,480	24,480	0
★法人税	68,500	68,500	0
法人化手数料	0	0	0
3 会費前払金	0	0	0
4 繰越金	1,245,996	1,083,123	162,873
当期支出合計(C)	6,580,208	5,462,800	1,117,408

財産目録

平成30年12月31日現在 (単位:円)

科目	金額	科目	金額
I 資産の部		II 負債の部	
現金	67,369	負債	0
普通預金	94,067	III 正味財産の部	
	2,521,766	正味財産	3,745,996
振替貯金	1,028,048		
	2,000		
	32,748		
資産合計	3,745,996	負債及び正味財産合計	3,745,996

※特別支援基金口座
二〇〇三年に、やんばる訴訟一審勝訴判決の新聞記事を読まれた方より、一千万円の寄付を頂きました(同年七月二十五日にご逝去されました)。全額を「特別支援基金」として、弊会で常用していただいております。「不治の病でも長くありません。老後に備えて貯めておいたお金は必要ありません。登山するなどに役立てておいて自然に親しむことができましたので、ぜひ自然のために役立ててほしい」という方のご遺志に基づき、私どもは活動してまいります。

期日情報

応援をよろしくお願いたします。

【核燃サイクル阻止】青森地方裁判所

3月8日 13:30~ 口頭弁論

(高レベル裁判、再処理裁判ともに)

【上関原発】広島高等裁判所

2019年2月4日控訴

【えりもの森】札幌高等裁判所

2018年10月28日 控訴

2019年1月23日 結審

2019年3月20日 13:10 判決

【天ヶ瀬ダム再生事業差止事件】京都地方裁判所

4月12日 10:30~ 弁論準備(非公開)

【福井原発訴訟】大津地方裁判所

3月7日 14:30 口頭弁論

6月4日 14:30 口頭弁論

【亀岡駅北&スタジアム問題】京都地方裁判所

住民訴訟 4月23日 11:30~ 口頭弁論

取消訴訟 4月23日 14:00~ 本人尋問

【第3次沖縄命の森やんばる訴訟】那覇地方裁判所

3月5日 13:30~ (伐採・造林前の森林状況の

把握についての議論)

【有明】

・小長井・大浦漁業再生(最高裁判所)

2015年3月1日 上告中

・開門阻止(最高裁判所)

上告中

・小長井・大浦漁業再生[第2陣・第3陣](長崎地方裁判所)

2月26日 13:30~ (漁業者側証人の反対尋問)

3月18日 13:30~ (国側証人の主尋問・反対尋問)

・請求異議訴訟(最高裁判所)

上告中

・開門差止仮処分(保全抗告)

次回期日は追って指定

【馬毛島】・損害賠償請求事件(鹿児島地方裁判所)

3月13日 10:00~ 弁論準備

・復旧命令義務付け請求訴訟(福岡高等裁判所宮崎支部)

2018年11月2日 控訴

2019年1月25日 13:30 第1回口頭弁論

5月15日 13:25 判決

利根川源流からエネルギー革命を！

建築家河合純男さんより再生可能エネルギーへの取り組みについてご紹介いただきます。

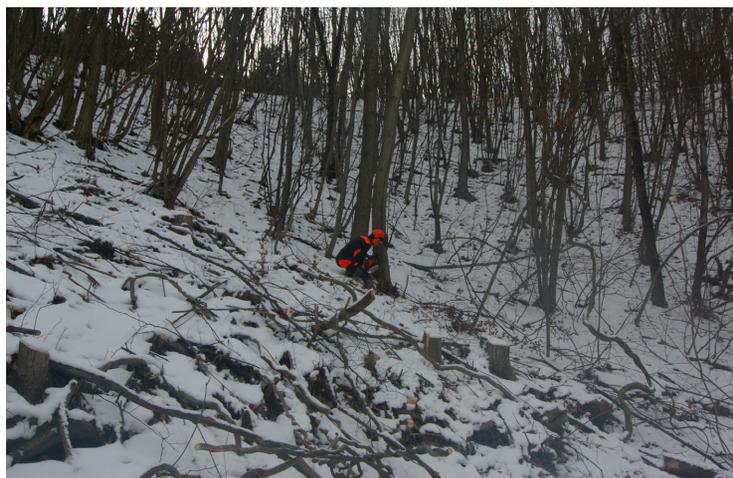
みなかみ町では自伐型林業を推進するグループがいくつか活動している。筆者も昨年「風と水の村」という里山整備ボランティア団体に参加して、商品化されていないナラなどの広葉樹林の伐採を始めた。チェーンソーの音が止んでつかの間の静寂のあと、地響きが轟くように木が倒れる。

ナラは、火持ちが良いので薪ストーブ用に人気の樹種だ。「無有の薪」として町のふるさと納税の返礼品に登録されたが、香りも少ないのでバーベキュー用としても需要が多い。ちなみに総務省の通知で返礼品の定義が厳格化されて以降の登録承認第一号だ。

水を揚げていない冬季の伐採でも薪として利用するには乾燥期間が必要なので、商品に出来るのは半年から1年後となる。投資回収まで時間がかかるが、大がかりな設備投資を必要としないので個人でも商品化できる。

住宅のエネルギー消費の約30%は熱なので、電気や油の代替えに薪の熱利用を進めれば地域の新しい産業となる。地域外から購入していたエネルギーを地域内で自給しかつ地域外へ出すことで地域経済が潤う。薪が地域の新しい夢となる。

(文・写真) 有限会社建築工房無有
代表取締役 河合純男



里山の伐採作業



マミー's'日記



環境問題に関心のあるお母さんたちによるリレーエッセイです。

今朝も、大浦湾側から辺野古新基地建設に向けた作業が進む海を横に見ながら仕事へ向かいました。埋め立てのための土砂を積んだ大きな作業船が、確認できただけで今日は5隻。本島西海岸にある琉球セメントの安和(あわ) 棧橋から運び出された赤土を含んだ土砂は船で運び出され、海上から島をぐるっと東海岸に移動して大浦湾側の一番近くに敷かれた護岸から辺野古基地内に運び込まれています。トラック数百台分の土砂が、辺野古側の最初の埋め立て予定エリアの海へ次々に投げ込まれています。上空からドローンで撮影される画像は、命のゆりかごであるサンゴ礁の海が今まさに生き埋めにされている様子を映し出して、胸が苦しくなり、思わず目を覆ってしまいます。

「理解が得られるよう丁寧に説明していく」「沖縄の人たちの心に寄り添う」などと言っておいて、なりふり構わず埋め立てを強行する政府。2月の県民投票と、4月に控える衆院沖縄3区の補欠選挙を前に、なにがなんでも作業を少しでも進めて、「もうここまできたらどうしようもない」「諦めるしかない」という感情を県民に植えつける狙いがあるのでしょうか。

しかし、「ぬちどうたから(命こそ宝)」の精神はこの島の人々の魂の奥深くに刻まれています。海に、森に、大地や生きものたちに宿る神々が、失ってはいけない大切なものに気づかせてくれることを私たちは知っているのです。子どもたちと手を取りあって空に願った今年の年頭でした。

(文) エコネット・美(ちゅら) 島袋安奈

「自然の権利」応援団よりご案内

- ・グレープフルーツの販売が4月からはじまります・・・果汁たっぷりのグレープフルーツです。
6kg箱と10kg箱のご用意がございます。

命はじゅんぐり

愛知県しんしゅう新城市で「有機循環型農業」を実践する松沢さんは、ゴルフ場反対運動や自然保護活動にも熱心に取り組まれています。これから数回農の現場から百姓の生の声をお届けします。

鳥インフルエンザ騒動に思う

① 鳥インフルエンザの防疫

2018年11月20日 鳥インフルエンザを想定した防疫演習に参加した。主催は愛知県東部家畜保健衛生所で管轄地域の家きん飼養農家（100羽以上が対象）、行政担当者、畜産協会に参加要請があった。珍しさと興味があって参加した。出席の過半は行政マンで農家は私の予想より極めて少なかった。損得勘定？ 既実践中？ 関心が薄い？ さて？ 座学は53コマの図表写真の映像を使って所員が熱演。細かい大量の文字と数字で老百姓にはきつい。半眼視で口調を頼りに聴講。必要に応じて頂いた分厚い資料を家でゆっくり見れば良いだろう。質問出ず。いよいよ駐車場での実演。「消毒実験に使う公用車に近い車は遠くへ移動させて下さい。消石灰がかかって障害が出るといけないから」演者は上下の白いつなぎ作業着に長靴、帽子、マスク。車の下回りや車輪を消毒液で洗う。次は鶏舎周りの消毒。建屋から外側3m巾で全面白くなるまで消石灰を散布。0.5kg/m²が目安。風があると遠くまで飛散。人や鶏が吸いこんだらたいへん！ 雨など水に当たるとPH12位のアルカリ性となり鳥インフルエンザウイルスが失活するという。確かに車を洗った水に触れた所のPHを測ると12以上だった。水にぬれると効力を発揮してその後間もなく失効する。これから先どれだけ撒けというのか？ 「虫や鼠が侵入しないよう鶏舎周りは除草して下さい」とも。これだけ消石灰撒いたら草も生えんし虫も寄らないでしょうに。ここまで実演講習が進んだところで、「お手上げ、私には絶対無理」と心中で叫んだ。他にも飼養衛生管理基準が私のような小規模農家でも35項目ある。ほんの一部をかき摘まんで紹介しよう。鶏舎のある区域専用の衣服及び靴を用い、鶏舎ごとの靴を設置し着用する。その上で出入りの際手を洗うか消毒、靴も消毒する。野鳥や鼠等野生動物の侵入を防ぐ防鳥ネット等の設置・修繕をする。鶏舎及び器具の清掃又は消毒を定期的にする。

演習も終わりに近づきやれやれと思っていたら「出席者には当面必要となる消石灰と消毒液を無料でお分けします。」ときた。農家と思しき人たちは、せせせと笑顔を交しながら自分の車に搬入していた。もちろん私は勇気をふるって断った。担当職員も即OK。演習中の私の不躰な質問に一瞬困った顔はしたものの無難な応答してくれた。これも普段の定期報告に型通りの報告以外に何倍もの時間をかけて、自分の思いや農法を伝えていることの賜か。

鳥インフルエンザ騒動を機に鶏も人も幸せになる養鶏に近づけたらいいな。

排除の論理に基いて策を積み上げてゆくと、行政お奨めのコンクリート敷き、ウィンドレス鶏舎で段重ねすし詰めケージ飼いになる。行政支援もあって、平飼いに適した赤鶏たちもケージ飼いになる。悲劇も多い。鶏のストレス→病気→薬漬け→悪臭→薬漬け。自然の調節機能が利かないので害虫も発生し鶏のストレスは倍増する。害虫駆除も欠かせない。殺虫剤、消毒剤、飼料添加物、医薬品などたっぷりの「不幸な卵」が「価格の優等生」として食卓に並ぶ。

このシナリオは鳥インフルエンザに限ったことではない。命と金を天秤にかけ金側に傾いた現代養鶏、ひいては現代農業の負の現象の代表として鳥インフルエンザ騒動が槍玉に挙がっているだけと私は見ている。現に命側に傾けた養鶏の福津農園では、35年間全く「薬物」を使用せずとも鶏は大過なく「幸せな卵」を産み続けている。悪臭の無い鶏舎に来訪者は感嘆する。害の有無に限らず共存共生する生き物が調和する農の技である。ストレスの無い健康な鶏の卵は「おいしい」と需要に供給が追いつかない。嬉しいコケッココー！

(文 福津農園 松沢政満)



ひとつの地球！
ともにある仲間たち！

「自然の権利」基金通信 vol.82

〒453-0015 愛知県名古屋市中村区椿町15-19 学校法人秋田学園名駅ビル2階

TEL. 052-459-1752 FAX. 052-459-1751

E-mail shizenokenri@green-justice.com URL <http://www.f-rn.org/>

【振替口座】01070-6-31179一般社団法人自然の権利基金 カナ：シヤ）シゼンノケンリキケン